

# 小間位置と出展に関する禁止・注意事項

出展規定

## 1. 小間位置の決定

各出展者の小間位置は、会場全体の展示構成、出展分野等を勘案して、事務局で決定し小間位置発表会で発表・通知します。発表後事務局が必要と判断した場合、一部レイアウトを変更することがあります。その場合は、関係出展者に書面で通知します。

出展者は、割り当てられた展示小間位置、小間のタテ・ヨコの寸法等の苦情・変更を申し立てることはできません。また、割り当て小間の一部または全部を、第三者へ譲渡もしくは貸与すること、および出展者相互間で交換することはできません。

## 2. 出展に関する禁止事項

開催概要、出展マニュアルを遵守し、下記事項については禁止いたします。違反の場合は、出展をお断りしたり、会期中であっても改善、即日撤去を求めます。

- ①ブースの場所、またタテ、ヨコの寸法指定禁止
- ②ブースの転貸、売買、譲渡、交換の禁止
- ③展示内容以外の出展禁止
- ④出展物の金銭授受やカード決済等をとまなう販売禁止

## 3. 出展対象物などの管理・保護

- ①出展対象物は、開催趣旨に合致したものとします。
- ②会期中でも出展対象分野以外の物の展示がある場合は撤去・展示中止を事務局判断で行う事があります。
- ③外国出展物の取り扱いについては、通関前の外国貨物は、税関の承認あるいは許可が必要です。
- ④会場内での出展物、装飾物などの保全については、主催者側で最善の保護と管理にあたりますが、万一発生した火災、盗難、紛失、損傷その他の事故等についての責任は負いません。出展者で予防・保護・管理を行って下さい。

#### 4. 試飲・試食について

試飲・試食を行う場合は、保健所の指導により、出展者の費用負担で手洗等の設置が必要になる場合があります。また、周囲との関係上、ご希望にそえない場合がございます。必ず事務局に事前にご相談ください。

#### 5. 発明考案などに関わる製品の出展

特許・実用新案・意匠・商標の出願手続きを必要とする出展物に関しては、出展者が事前に手続を行ってください。

#### 6. 開催中止にともなう免責

地震・水害等の自然災害、火災・爆発等の大規模事故、感染症等の発生\*など不可抗力により、展示会開催が不可能となった場合、出展料から必要経費を差し引いた残額を出展申込者に返却いたします。なお、出展申込者が要した費用については、主催者は一切賠償責任を負いません。

\* 感染症等の伝播地域からの出展者に対し主催者は、出展をお断りする権利を有します。この場合、出展者が要した一切の経費について、主催者は賠償責任を負いません。

#### 7. 事務手続き

この「出展案内」に定められていない事項および企業立地フェアの運営に必要な届け出手続きなどは別にお知らせいたします。

#### 8. 主催者の業務範囲

主催者は、企業立地フェアの開催主旨に基づいて、法令および慣習の範囲内で各規定の制定・修正を行ない、「出展案内」および「出展マニュアル」に明記されていない事項の解釈および判定をします。規定の変更、追加および削減があった場合は、出展者に通知いたします。